

こ 未 第 3 4 3 号  
令和5年（2023年）5月15日

各保育所長 様  
各幼保連携型認定こども園長 様  
各幼稚園長 様  
各認可外保育施設長 様

佐賀県こども未来課長

新型コロナウイルス感染症に罹患した際の意見書兼登園届  
について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法の「5類感染症」に位置づけられ、罹患した子どもの出席停止期間の基準や登園の目安として、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とされたところです。

また、感染症に罹患した子どもが登園を再開する際の取扱いについては、「保育所における感染症対策ガイドライン」において、“疾患の種類に応じて、「意見書（医師が記入）」又は「登園届（保護者が記入）」を保護者から保育所に提出するという取扱いをすることが考えられる”とされており、今般、医師が記入する「意見書」に新型コロナウイルス感染症が追加されたところです。

そこで、子どもが新型コロナウイルス感染症に罹患し、意見書の提出を行う際に、再受診による医療機関の負担を軽減するため及び保護者が罹患後の登園可能となる日がわかりやすいようにするため、県（健康福祉政策課）、佐賀県医師会及び佐賀県小児科医会による協議を行い、「意見書兼登園（校）届」を別添のとおりに決めました。

つきましては、意見書及び登園届の作成・提出が必要と判断された場合には、当該様式を参考にさせていただくとともに、事前に保護者に対して十分に周知いただきますようお願いいたします。

<別添>

「意見書 兼 登園（校）届」様式

<担当>こども未来課 保育幼稚園担当  
TEL：0952-25-7382  
メール：hoikuyouchien@pref.saga.lg.jp